

第1回釧路生活困窮者自立支援検討委員会・議事録

■開催日時

平成27年3月19日（木） 13:30～15:30

■開催場所

ビケンワークビル4F 釧路社会的企業創造協議会事務所（北大通12丁目1-14）

■議事

- 13:30～13:35 代表挨拶（5分）
- 13:35～13:45 主旨説明（10分）
- 13:45～14:15 釧路市における生活困窮者自立支援の新年度の取組みについて（30分）
- 14:15～15:05 意見交換（50分）
- 15:05～15:20 釧路生活困窮者自立支援検討委員会の進め方について（15分）
- 15:20～15:30 今後について（10分）

■出席者（五十音順）

<委員>

- ・釧路市医師会看護専門学校・副校長 伊藤 まり 氏
- ・東部北地域包括支援センター・所長 伊藤 靖代 氏
- ・釧路地区障害老人を支える会（たんぽぽの会）・会長 岩淵 雅子 氏
- ・釧路市社会福祉協議会・事務局長 小野 信一 氏
- ・釧路市障がい者基幹相談支援センター・課長補佐 相談支援専門員 金子 一也 氏
- ・元釧路市教育委員 後藤 哲子 氏
- ・ケアワーカーズコープわたすげ・代表 下山 裕子 氏
- ・NPO法人おおぞらネットワーク・理事長 千葉 美也子 氏
- ・釧路地区保護司会 津田 鉄子 氏
- ・株式会社そんぐ代表取締役、ケアセンター・所長 椿 玲子 氏
- ・釧路民生委員児童委員協議会・会長 土井 英昭 氏
- ・元釧路市経済部長 民生委員 星光二 氏
- ・一般社団法人立支舎・代表理事、社会保険労務士 三木 克敏 氏
- ・釧路専門学校・事務主任、北海道社会福祉士会釧路地区支部・社会福祉士 吉村 寿人 氏

<オブザーバー>

- ・ 釧路市生活福祉事務所 所長補佐 都嶋 和英 氏
- ・ 日本放送協会釧路放送局・放送部記者 齊藤 隆行 氏

<事務局>

- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 代表理事 小和田 力
- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表 櫛部 武俊
- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 事務局長 相原 真樹
- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 主任相談支援員 新田 摩奈美
- ・ 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 事務局 山家 由三

計：21名

■議事録

代表挨拶

<事務局：小和田力>

本日は、年度末のお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。さて、第1回の検討委員会の開催ということで、皆様ご承知の通り、4月1日から生活困窮者自立支援法が施行されますが、具体的運用については自治体の裁量が大きく、決まった形がないとのことですので、本席にて皆様と協議や情報交換をさせていただければと思っております。また、地方創生の在り方についても、後程詳しい説明があるかとは思いますが、皆様と協議し有意義な時間を共有できればと思っておりますので、お付き合いの程どうぞよろしくお願い致します。

紹介

<事務局：相原真樹>

今回から新たに3名の委員の方に加わって頂いております。千葉委員からのご紹介で釧路医師会看護専門学校の副校長をされております伊藤まり氏、釧路市障がい者基幹相談支援センターの課長補佐・相談支援専門員の金子一也氏、釧路民生委員児童委員協議会会長の土井英昭氏です。また、本日はNHKの齊藤記者がいらっしゃっております。

主旨説明

<事務局：櫛部武俊>

共生社会等、社会がどのようなモデルであれば良いのかという話が、国においても自治体においても合意がない中での法の施行です。

また、今回の法律は、制度は書かれているが運用は書かれていません。この制度は自治体が色々と工夫してやりなさいということになっているため、どうやってやったらいいのか良く分からないという現状です。

更に、この取組みは、人口減少や担い手不足といった問題が深刻化している中で、地方創生と困窮者支援制度がくつつく制度になっていかなければなりません。お金の使い方も含め、それらを抱き合わせで地域づくり人づくりをしていくということが進んでいない中で制度が始まります。この検討委員会の取組みは、どうやって手を組んで、どういう穴があるのかといったことを民間レベルで連携を図るために立ち上げます。また、介護、経済、産業、仕事づくり分野の市の担当部局のオブザーバー参加も得て、市民の中で何が問題として議論されているのか、そのプロセスを聞く機会にしたいと考えています。

尚、委員長、副委員長の選任と開催日程については後程提案します。開催日程は隔月で5～6回の開催を予定しています。また、報酬は交通費の実費弁済となりますのでご了解下さい。

生活困窮者自立支援制度について

<オブザーバー：都嶋和英氏>

まずは、国の生活保護の推移から説明します。最初に、全国の生活保護受給者の推移を表したグラフについてですが、昨年の6月頃のデータでは全国で217万人の生活保護受給者がおり、過去最高を記録しました。特にリーマンショック以降は顕著に増加しており、釧路市も平成に入ってから増加が続いており、炭鉱閉鎖やリーマンショックによりその傾向はより顕著になっています。割合としては、平成26年11月に全国で17.1パーミル、釧路においては25年3月に55.3パーミルという高い数値を記録しています。保護受給者の増加傾向の中でも、特にその他世帯（稼働年齢層）の増加が平成16年から平成26年にかけて約3倍となっており、そういった背景を受けて生活困窮者自立支援法が施行となるわけです。保護を受けながら経済的に自立を目指して法の中で支援していくのが生活保護ですが、生活困窮者自立支援法では生活保護に至る前の段階の方を生活再建していくことに主眼が置かれており、大きな箱が出来上がったのでこれからはその箱の中に地域資源を使って中身を作ってくださいというのがこの法律の趣旨です。全国的にも生活保護の申請に来て保護に至らない方が40万人くらいおりますが、そういう人たちが困窮していないかということそうではないわけです。市役所の中にも様々な支援窓口はありますが、そういった困窮した方々に手を差し伸べることは中々出来ておらず、結局、行く行くは生活保護受給者になることが多かったと思います。そうした状況の中で、制度としてそういった方々に手を差し伸べるための枠組みが必要だということで法が出来てきたわけです。

生活困窮者自立支援制度の中には大きく分けると必須事業と任意事業の二つがあります。必須事業というのはくらしごとでやっている相談事業であり、これまで様々な場所で個々に行なわれてきた支援をワンストップで行なうというものです。これには自治体直営の場合と外部委託の2パターンがあり、釧路では外部委託ということになります。もう一つは、住宅確保給付金というもので、現在は住宅支援給付金という名前になっています。これは失業等により住居を失った、あるいは失いそうな方に家賃相当分を支給するといった事業です。

任意事業としては、就労準備支援事業や就労訓練事業といったものがあり、これまで生活保護受給者に対して行なってきた自立支援プログラムの様に、困窮者にも日常生活自立・社会生活自立・経済

的自立の3段階の自立を定義して、その為の支援を行なうというものです。任意事業においては、全国では3割から4割弱しか実施しないということで、北海道でも約6割が相談事業のみということになっていますが、釧路市においては自立支援プログラムのノウハウを活かして就労準備支援を行なうことが出来ています。また、家計相談支援について、これは債務超過や一般生活の収支の改善を図り生計を維持していくというもので、緊急生活小口資金や生活福祉資金等の貸付についても、貸付までの手続き期間の短縮や、これまで医療費等に限定されていた使用用途を日常のライフラインの滞納等へも広げるといった施策も提示されていますので、これらが整備されてくることで全国的にも家計相談は進んでいくものだと思います。

それと、釧路では行なっていませんが、一時生活支援事業というホームレス等に対する支援事業もあります。北海道の事業で絆再生事業というホームレス支援の事業もありましたが、来年度以降はなくなるということで、今後は一時生活支援事業についても考えていかななくてはならないのだと思います。あと、貧困の連鎖については子供の学習支援ということで、26年度までは生活保護受給者のみが対象でしたが、27年度からは生活困窮者自立支援制度の中で受給者も困窮者も対象としていくこととなっています。ただ、困窮者の子供を受入れるのは難しい面があります。例えば実際の募集に際しては、教育委員会の就学援助の対象者に対してパンフレット等での案内をしていくということになると考えられますが、釧路は相当数おり、多い学校では5人に1人の割合で就学援助を受けているという現状です。学習支援に関しては受入最大人数も決まっており、1か所20人くらいが限度であることから、開催場所等の問題により、生活保護以外の子供の受入は厳しいのではと言わざるを得ない状況です。27年度4月以降は、現在米町と愛国東で行なっている学習支援を鳥取以西でも始めますが、まずは受給世帯から始め、今後は受給世帯以外の子供の受入体制も構築していかななくてはならないと考えています。

では、なぜ生活困窮者自立支援制度が必要かということですが、これまでは年金や雇用保険、生活保護等様々な社会保障制度で守られていたものが、稼働年齢層も就職できないといった状況に代表される様に、社会情勢の変化と共に守りきれなくなってきたわけです。更に、単に仕事がないだけではなく、家族の介護や引きこもり等、生活の中に様々な問題を抱えていることも多く、今日働いていても来年再来年は分からないといった状況がいつ訪れるか分からない中で、自分で解決できれば良いですが、そう人ばかりではないので如何に分かりやすく、社会資源を開発しながら支援していくかということがこの法律の課題であります。

釧路市も社会資源の開拓・開発をくらしごとが中心に行なっています。昨年度は新規相談件数141件、今年度はその倍くらいになる見込みで、延べ1400件を超えています。相談というのは1回で終わらないことも多く、支援するには色々なツールを持たなければなりません。一人の方が複数の問題を抱えていることもあり、あらゆる方策が必要になってくるため、如何に地域の資源を活用していくかが大切です。予算的な話ですが、25年と26年はモデル事業として国費100%でやってきました。しかし、4月からは予算上の制約がついたため、特に今までモデル事業をやっていない自治体は市費の持ち出しが出来ないということで任意事業をやらないところも多いのが実情です。釧路はモデル事業の延長で、縮小することなく継続して行きたいと考えております。市長も域内循環とい

うことを言っていますが困窮者支援もまさしくそれで、支えられる人が支える人になり、それが循環していくことで地方創生に繋がっていくわけです。今後も皆様にご協力を頂きながら、生活困窮者についても一歩進んでやっていきたいと考えていますので宜しくお願い致します。

意見交換

<事務局：相原真樹>

皆様には事前にお聞きしていましたが、全員で共有し、共有だけではなく次回以降それを協議していきたいと思っています。改めて、「生活困窮者の自立支援に関する課題意識」をご発言ください。

<委員：伊藤靖代氏>

釧路市活性化プロジェクトというものを東部北地域3か所で実施しており、その中で、児童館を利用しているお母さんが18時の迎える時間に間に合わないという話があり、元気な高齢者の皆さんに会館等で子供の一時預かりをしてもらうなどの仕組みができないかという意見がありました。そこで、浦見でふまねっとハウスをやっている北海道教育大学の北澤先生と、「釧路の子供たちの体力が低下しているということで、子供向けにふまねっとを行ない、放課後の預かりと体力作りを同時に行なってはどうか」という話をしました。更には南大通でふまねっとと地域づくりを考える集まりを行なったこともあったのですが、そこには普段市の集まりには参加しないような方も参加されたということもあり、制度に則らない健康づくり活動に興味のある人は多いのではと思うので、そういった複合的な取組みができないだろうかと考えています。また、札幌の話ですが、児童センターを夜20時頃まで開放して中高生の学習の場として活用するといった事例もあり、そういったことともできないだろうかと思っています。

もう一つは、高齢者の中で本を読みたいが図書館まで行けないという方もいらっしゃるのので本の宅配サービスを行なう中で困窮者の活躍の場を作れないだろうかということも考えております。

<委員：岩淵雅子氏>

高齢者の経済的問題に課題を感じています。年金の範囲で暮らす分にはなんとか生活しているが、介護サービスを受ける様になると足りなくなるという実態があります。高齢者下宿なども夫婦の片方が入ると生活費が残らず生活がままならないといった相談もあります。親子に関しても、親の介護で仕事を辞めてしまうが、親の年金の範囲では立ち行かなくなり、国民健康保険も未払いの為、病院にも行けない、病院に行く交通費もないという相談もあり、無料診療や生活保護も含めたサービスに繋が、子供には働いてもらえる様な方向性での支援の必要性を感じています。

また最近では、若年認知症の方、奥さんが認知症で旦那さんが定年前退職をしたという話ですが、奥さんがデイサービス等に不具合を感じており引きこもりのような状態になっているといったケースもあり、早期診断だけではその後の生活の展開がない様な状況もあります。高齢者の問題をきっかけに引きこもりや精神疾患の子供の問題に行き当たることもあり、相談支援センターと連携しながら解決していかなくてはならないという問題を抱えています。

<委員：小野信一氏>

社協の立場では、既存で社協が持っている社会資源を高度化・広範化していくということが大事だと考えています。そしてそれは、まず第一には生活福祉資金なのだろうと思います。使いにくいと言われている資金ですが、道社協の担当部署とともに現場から声を上げて変えていかななくてはという論議をしてきました。その中で、国（全社協）の制度が変わらなければ変えられないという声が出てきていたわけですが、ここに来てやっと変わってきました。貸付財源を取り崩しながら体制整備をという動きにもなっていており、変革が見えてきたという風に思っています。

それから二つ目に福祉の人材バンク。これは無料職業紹介事業ですが、釧路市も無料職業紹介が出来るようになったということで、全道の福祉人材センターの会議で、釧路では困窮者支援制度に関して市が無料職業紹介を行なえる体制を作っているが、社協の福祉人材バンクも連携していかなければという話し合いを行ないましたし、現場でもそういう認識でいたいと思っています。

三つ目に、以前皆様からも社協の愛情銀行はどうなっているんだというご指摘を頂きました。どこに置いたらいいのか、誰がコーディネートするのか等の課題はありますが、ボランティアセンターの前身でもある取組みですので、原点に戻りながら今だからこそ機能すべき愛情銀行を高度化していかななくてはという議論も行なっているところです。

<委員：金子一也氏>

私たちの団体は、社会福祉法人音別憩いの郷という知的障害者支援を平成元年から行なっている法人で、平成24年から釧路市の委託で釧路市障がい者基幹相談支援センターを開設しています。障害者自立支援法からのスタートだったため、三障害と発達障害を支援対象としてきましたが、25年度の障害者総合支援法で難病の方も支援対象となり、より多くの方との関わりが増えてきました。その中でくらしごととの連携も増えており、特に発達障害の方の支援が増えてきています。例えば、一般就労がうまくいかない、人間関係がうまくいかない等を理由に引きこもってしまうということがありますが、その背景には本人の特性として苦手なことがあって、周囲の理解も薄い中で苦手意識を持っているが為に、就職も出来ずに困窮に陥っていくといった事例が散見されます。それは、失敗経験を重ねることで段々と精神的に落ち込んで行ったり引きこもりがちになったりといった形で顕在化していきます。そういった方達には、成功経験をどうやって積んで頂くかという視点が重要なポイントで、その方法として中間的就労というものがあるのだろうと思います。医療分野や福祉分野の人間のサポートも必要ですが、本人の自立を考えた時に、社会の中で経験を積み自信をつけていくといった中間的就労の様なプロセスも必要なのではないかと思います。今も高齢者分野では引きこもりのこと等で関わっていますが、親がいなくなったらどうするのだという様な貧困もあり、様々な場面で連携が必要になってくると考えています。

<委員：後藤哲子氏>

DVのことを主にやっているのですが、女性問題の切り口から色々と感じることが多いです。DV

被害者は、女性もその子供も貧困に直面します。その中でも自立まで行けない方、特に障害のある方は障害者枠でも障害の程度によっては中々採用されないという課題があります。障害年金のことでくらしごとと連携したこともあります。子供の進学の問題等、課題を一気に解決することは難しく、総合相談というものが重要になると思います。就労や生活だけでなく、波及する問題をしっかりと聞ける相談体制が重要だと感じます。取り分けメンタルに課題がある方については、専門的且つ継続的な関わりをどこまで持てるか、相談者の弱さへ配慮しながら信頼関係を築いていくことが重要だと思います。また、制度の周知も大切で、まだまだ福祉業界の中にも知らない人が沢山いるという現状がありますので、一般の方への周知というのは余程努力をして行かなくてはいけないのではないかと思います。

<委員：下山裕子氏>

協同労働を進める中で、生活保護と傷害者の自立支援に取り組んでいます。多くの方はボランティアからの受入となり、ステップアップしていくような仕組みですが、最近は障害者の受入、特に発達障害やうつといった方の受入が多くなっており、ちょっとしたことで傷ついたりしがちな方が多いのですが、なんとか零れ落ちることなくやって来れたという実感があります。しかし、障害者のための事業所ではなく一般の介護事業所なので、介護員たちが補う部分が多いのですが、介護員の高齢化等により、伴走して支えていく人の数が少なくなってきています。一方で、支えるべき人は増えているので、確かに本来私達がやりたいことは協同労働による支え合いなんです。介護の担い手自体が少ない中でかかる負担が大きくなってきているというのが悩みです。

<委員：千葉美也子氏>

病院の相談員として30年、去年からNPO法人にて障害者の支援をやっています。病気になって来られる方の中で、生活に困窮しているという方の支援をやってきました。障害の夫を奥さんが看護していることによって就職ができない方、精神疾患の子供がいる為に働けない方、癌になって働けない方等、様々な要因で困窮しているという現状があったかと思います。その中で、本人がどうしたいのか細かく聞きながら就労支援や生活保護に繋げていくことが重要だと思っていましたが、生活保護を受けた後のリハビリの場、社会復帰の準備の場というものがなかったので、こういった場づくりをやってきました。なぜその様な状況に陥ったのか、今後どうしていけばいいのかという、マネージメントやアセスメントを行なう専門家の集まり等、検討の場が必要なのだと感じています。

現在、障害者施設でボランティアの受入をしていますが、大半の方が生活自立が失われているという様に感じており、生活訓練の様な事もやっていかないと立ち直っていけないのではという人もいます。NPOのグループホームで支援している、両親を亡くした障害を持った女の子の話なんです。その方が持っていた1000万というお金が、今では250万にまで減ってきています。生活保護は絶対に受けたくないと言っており、250万がなくなった後どうしようかという話をしています。地域の中で誰がどのように関わり支援していくのかということ、行政と地域の方々の協力の下で進めていく必要があると思っています。また、最近は岩淵さんも仰っていた様に介護のために生活困難に

陥る方も増えているので、そういった問題についても考えていければと思っております。

<委員：津田鉄子氏>

いつも地域から飛び出して活動しているのですが、今回の大雪で除雪をしなければいけない時に、地域を見渡したら雪かきをしてくれる人が一人いました。その方は知的障害の子なのですが、表情がとても良い方です。その子は5年前に父を亡くし、母と二人暮らしです。母は水産加工の仕事をしており、その子は働いていません。除雪が終わった頃、母が「灯油が買えないのでお金を貸して欲しい。」と訪ねてきましたので、2,000円を貸しました。その後4、5日経ってから返しに来たのですが、その時にカステラを持ってきたんです。そのカステラ1つで1,000円くらいするわけです。その後またお金を貸して欲しいと訪ねて来たので、家に上がって貰って生活のことを聞いたら、生活保護を受けながら働いており、子供は障害年金を受給しているということでした。家計管理が全くできていなかったわけです。地域の中で複合的な課題を抱えている人達がいるということが、今回の大雪で分かった形です。普段地域を飛び出して活動しているため、あまり自分のいる地域に目を向けて来なかったという反省と共に、今後は自分の周りの地域に目を向けて行きたいと考えております。

<委員：椿玲子氏>

普段は介護事業と有料老人ホームを数か所やっており、その中で感じるものが幾つかあります。まず一つは、働きたい方や興味をお持ちの方、特に小さな子供がいて生活保護の受給を問わず短時間なら働きたいという方について、子供が成長した時に正社員になる様な人材に成長してもらえる仕組み、そういう芽になるような働き方ということで、そういう分野で力が発揮できるのかなと思っています。

また、ケア会議等で町内会長なども集まるのですが、町内会自体も高齢化しており、建設的な意見が中々出てきません。地域の中で力を付けて地域の中で資源を掘り起こしながら支援していくことの難しさを感じます。無理な人達だけで地域を盛り上げるのは難しいので、会社や学生といった様々な地域の輪を広げていかななくてはいけないと思います。

それからもう一つ、私たちはケアマネージャーをやっていますが、自宅で暮らせなくなったのでどこか入居できる場所を探して欲しいという様な事案も多く、緊急性が高いためケアマネージャーも苦しい思いをしているという状況があります。そういった中で、一人では出来ないことでも地域の連携を強化することで出来るようになることもあると思います。

<委員：土井英昭氏>

民生委員は、釧路市では458人内42名は児童担当でひきこもりや虐待等への対応、残りが民生委員です。行政の補完部隊として仕事をしています。生活保護の通知書を届けたり生活状況を調べたりといったことをしています。最近は相談事が非常に多く、特に多いのが老人の孤立の問題です。先日孤独死をして二週間程経過して発見されたということもありました。昨年7名が孤立死しております。民生委員はボランティアで、強い権限がないので厳しい指導というのは行なわず、当たらず障らずといった具合です。その中で、くらしごとへの期待は非常に大きく、力を入れて宣伝をしてい

るといった状況ですし、今後も更に宣伝していきたいと思っています。

<委員：星光二氏>

最近、民生委員としての活動を始めたのですが、まだあまり現場と接していないがゆえかもしれませんが、保護世帯ならいいのですが困窮者との接点の持ち方をどうしたらいいかという悩みがあります。「あなた、困ってるでしょ？」という上から目線とも取れる様な姿勢でもいけないですし、かと言ってSOSを待っていては中々アウトリーチにならないというジレンマがあります。そういったものをどうやって関係機関と連携しながら超えて行けるのかということが、この検討委員会の様なネットワークにおいて試されていることなのだと思います。以前、虐待の問題に携わっていた時のことですが、DVもそうだと思いますが、「早く生活保護世帯になってくれないだろうか。」という場面が多くありました。生活保護世帯になれば非常にアプローチがしやすくなるわけです。生活保護世帯以外の対応には非常に苦慮するという実情がありました。生活困窮者支援制度においては、生活困窮者をどうやって包含包摂し、手を差し伸べられる体制を築くのかということについて考えていかなければと思います。

<委員：三木克敏氏>

私は就労継続支援A型、今年二月からはB型も始めました。その他にも社会保険労務士や行政書士もやっているのですが、元々は塾経営がベースにあります。そんな中で、私のアプローチは子供の学習支援についてです。言いにくいことですが、低学力と貧困には強い相関関係があります。一般的な生活に最低限必要な学力は、小学四年相当だと言われています。しかし、現実には釧路の中学生の中でも、そこまで至っていない子供が二割強おります。そうすると、せいぜい車の免許が精いっぱい、それ以外の資格は取れない等の様々な問題が出てきます。この地域の子供全員に小四程度の学力を身に付けさせることは大きな課題です。学習支援と言うと、どうしても教員でもないのが難しいといったことになりませんが、読み書き計算の基本までは誰でも出来るわけで、大人が官民総がかりで取り組めば何とか出来るだろうという思いがあります。子供の学力問題というのは川上の問題だと思うのですが、それが川下に与える影響は残念ながらあると思います。ですから、なんとかこの川上の問題に対して官民一体で取り組んでいきたいと思っています。

<委員：吉村寿人氏>

釧路専門学校で働いておりますが、今年卒業した学生の中でも生活困窮が見受けられます。大人からは頑張っていないと見えてしまい、それゆえに自己肯定感が培われず、その為に頑張っていない様に見えてしまうという悪循環があると思うのですが、もしかしたら背景には経済的な理由で夜間のアルバイトをして家にお金を入れている等の事情もあるのかもしれないと思うのです。そういった学生に対しては、「やる気を出せ・頑張れ」といった指導だけでは本当の意味での教育というのは難しいのかなと日々感じております。理解と信頼感を持って自己肯定感を培う様な教育が必要なのではないかと思います。

また、職業訓練生の受入というものがあるのですが、多くは母子家庭のお母さんでした。その方達は、子供が病気になったりすれば学校を休まなければいけないわけですが、そうすると教員は「なんでそんなに休むんだ。」となるわけです。しかしそこにはきちんと理由があり、休みたくて休んでいるわけではないのです。学生という立場であればまだいいわけですが、これが実際働いている中だともっと大変になります。やはりシステムとして保育制度等を考えなくてはならないのかなということを感じます。特に釧路においては病児保育等の課題もあると思いますが、病児保育についてはまだまだ先の先といった状況で中々進んでいないのが実情です。高校の先生達については青年期フォーラムというものが年5回あり、私も参加しているのですが、育児が難しい子供や発達障害児等の支援について考えているところです。

私がいるのは専門学校なので専門教育というのも必要ですが、市民力と言いますか、地域の担い手になる力というものも今後の教育の中では大切なのではないかと考えております。福祉と教育の関連性もそうですし、住宅政策や公衆衛生、環境、産業といったものを考えた時に、やはりこれは釧路市全体で取り組む問題なのかなと、皆様のお話を聞いて勉強させていただきました。

<委員：伊藤まり氏>

抽象的になるかもしれませんが、一つは何を大事に看護教育を行なっているかということです。看護とは生命に関わること、看取り、生活についてということが柱なわけですが、特に生活に関しては、病気によって生活に支障を来たした場合にどの様に元の生活を取り戻していくか、生活の質を回復していくかということが看護学としてありますので、医者の指示に従って処置をすることだけが看護ではないという様な事を3年間で学ぶわけです。ところが、今の学生は自分の生活も上げ膳据え膳で、生活ということを見れない子が非常に多いんです。地域でどのようにして病気を抱えながら生活するかということが重要ですから、基礎教育の中でそういったことを教えなくてはなりませんので、学生時代にどんどん地域に出るのが重要だと考えています。その為に当校では、ボランティアサークルを学生の自発性によってという仕掛けをもって立ち上げました。社協さんのふれあい広場にも参加させて頂いていますが、当日だけの参加だとやりがいを感じない学生が多かったため、企画から携わらせて頂くようになりました。そういった活動を通して学生自身が自立してきました。「専門馬鹿」という言葉がありますが、看護の専門性だけでは地域に出た時に十分ではなく、やはり地域とどう連携していくかということが重要ですし、専門教育の中でもそういった視点が必要なんだろうと思います。

<事務局：相原真樹（委員：佐々木寛氏の代理発表）>

一つは、一つの世帯で複数の課題を抱えている、家族の各々がそれぞれに違う課題を抱えているといったことがあり、本当は1つの世帯に対してチームで支援したいが、現状は個別支援になってしまっているという現状があります。

もう一つは、障害者でも65歳以上は高齢者支援に切り替わってしまうため、ここもやはり障害者支援、高齢者支援、更には困窮者支援の分野がチームを組んで支援出来る仕組みを作りたいと思っています。

今後の進め方について

<事務局：相原真樹>

今回は初回なので事務局で仕切らせて頂きましたが、この場で委員長として後藤委員、副委員長として土井委員と星委員を推薦したいと思いますので、ご賛同いただける方は拍手をお願い致します。

～満場拍手～

それでは、次回以降は委員長に進行お願いしたいと思います。また、今後の進め方についても配布資料の通り、たたき台として予めテーマを考えさせて頂いたのですが、何かご意見があれば頂戴したいと思います。

<委員：土井英昭氏>

地域連携の話が多く出ていたので、連合町内会の人も交えて進めていければと思います。

<委員：下山裕子氏>

相談に来れない人をどうやって見つけるかということについて、色々と頑張ってはいるが中々うまくいっていないという現状があるので、こういった集まりによって手を取り合える様になることを期待しています。

<委員：伊藤靖代氏>

町内会や民生委員の担い手不足も課題としてある中で、包括支援センターからの働きかけも重要なのかなと思います。

閉 会

<事務局：櫛部武俊>

皆様のお話を伺って、「生活困窮者支援」という法律ですが、内容としては地域の生活支援体制をフォーマルインフォーマル問わずどの様に築いていくか、あるいはそれを担う人材をどれだけ増やすかということが非常に大事なことであると感じました。相談者が助けてと言うにはハードルが高いということがあります。制度や専門性の壁によって助けてもらえなかった、助けられる体験がなかったということが背景にはあるのではないのでしょうか。一人一人が自尊感情を持ってと言いますが、私自身もそうですが、一人十個自分の良い所を言えと言われても中々言えないわけで、困窮者となれば尚のことそうだろうと想像すれば、やはりこのハードルを如何にして下げていくのかといったことが重要なのかなと思います。

また、市役所の方にも是非この議論を聞いてもらいたいと思います。縦割りの中にいる市役所の方は、横のプロセスを分かればもっと力を発揮できると思っているからです。

それと、全国的な課題でもありますが、地方議員に如何に理解してもらうかも重要です。市費負担がある制度の中で、議員の皆様にご理解を頂かないと役所の間は動けないということがあ

す。全国的にもやろうと思っておりますが、まずは釧路管内で勉強会をやったり、何か市民の皆様にもご理解を広げられる様な取組みというのもやっていきたいと考えております。さらに、この検討委員会の裏番組として、漁網会社を集めて仕事について話をするようなことも考えているのですが、そういった産業の分野とこの検討委員会とをどこかでつなげていきたいとも考えております。



以上